

播磨臨海地域道路に係る環境影響評価法に基づく 方法書の縦覧及び説明会について

播磨臨海地域道路は、その事業規模（延長約36km）から環境影響評価の対象事業になります。現在、環境影響評価法に基づく手続きを進めるなか、事業予定者である国土交通省が公表した配慮書を踏まえ、都市計画決定権者である兵庫県において方法書の作成を行っているところです。つきましては、方法書の内容を広く周知し、環境保全の見地からご意見をいただくため、以下のとおり、縦覧及び説明会を兵庫県が実施します。

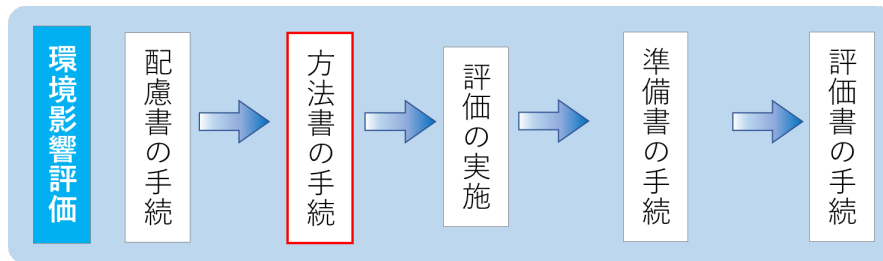


図.1 環境影響評価の流れ

※ 方法書とは、これから実施する環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価を行うか取りまとめたものです。

1 縦覧について（環境影響評価法第7条）

図 書：播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）環境影響評価方法書及び要約書（県作成）

期 間：令和3年7月27日（火）～8月26日（木）午前9時～午後5時

※土日祝日を除く

場 所：加古川市 環境部 環境政策課

兵 庫 県 県土整備部 まちづくり局 都市計画課

農政環境部 環境管理局 水大気課 環境影響評価室

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 調査課

その他沿線3市2町の担当窓口

2 説明会の開催について（環境影響評価法第7条の2）

期 間：令和3年7月27日（火）～8月26日（木） ※他市町含め全13回開催

市 内 会 場		日 時
平岡公民館 大ホール	平岡町土山 699-2	8月17日（火）19～21時
尾上公民館 大ホール	尾上町池田 1804-1	8月18日（水）19～21時
別府公民館 大ホール	別府町宮田町 3-3	8月24日（火）19～21時

※環境影響評価方法書に関する説明会であり、**ルートに関する説明会ではありません。**

説明会での質問は、方法書の内容に関する質問に限らせていただきます。

3 意見書の提出について（環境影響評価法第8条）

期 間：令和3年7月27日（火）～9月9日（木）午後5時まで

提出先：兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市計画課